

## 第1章 調査概要



( 1 ) 本調査の背景

平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入された。この制度は、旧来の管理委託制度が変更されたもので、民間団体（民間企業、特殊法人、NPO 法人、地域団体等）を指定管理者として指定し、公の施設の管理を代行させることができるというものである。

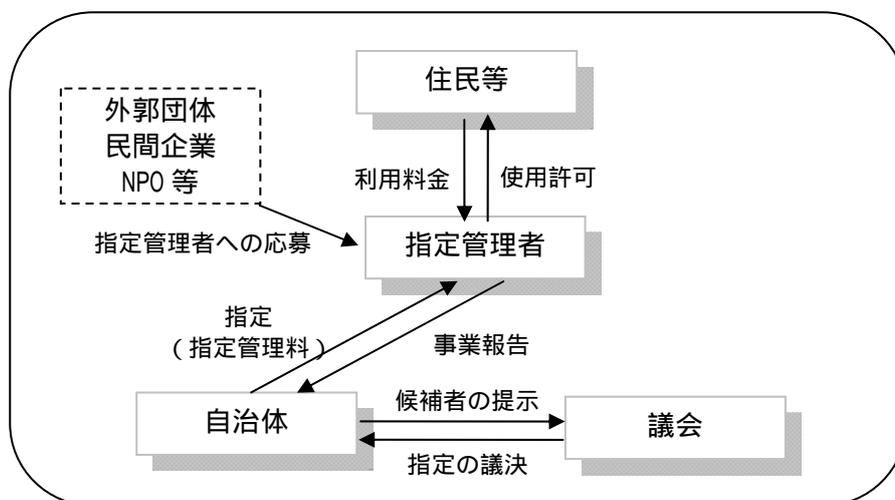
図表 1 指定管理者制度と管理委託制度の違い

項目	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分	委託契約
管理主体	民間事業者、NPO 法人、その他の団体なども可	普通地方公共団体の出資法人・公共団体・公共的団体のみ
選定手続	条例で定める	地方自治法に定める契約手続による
施設の使用許可、入場制限、退去命令	できる	できない(普通地方公共団体が行う)
管理の基準及び業務の範囲の規定方法	条例と協定で定める	契約で定める
議会の議決	必要	不要
事業報告	年度ごとに事業報告書を自治体に提出	年度ごとに業務完了届を自治体に提出
管理に不都合がある場合の措置	指定の取消し、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約の解除など

注：利用料金制度...公の施設を使用する際に市民の方が支払う料金を、地方公共団体ではなく、指定管理者（管理受託者）の収入とすることができる制度（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項）

出典：(株)三菱総合研究所

図表 2 指定管理者制度の構図



指定管理者制度導入の目的は、民間団体の努力や創意工夫を通じて、自治体の財政負担の軽減やサービス向上を図るというものである。実際に、これまでに指定管理者制度が導入された多くの施設において、そうした効果が確認されている。サービス向上の具体的な効果としては、利用者ニーズに応じたサービスの提供、開館日・開館時間の拡大、職員・スタッフの待遇向上、利用料金の低下、自主事業の実施といったものがある。

一方、指定管理者制度の導入・運用が適切に行われなかったために、十分なサービス提供ができなくなるケースも見受けられる。例えば、指定管理者の撤退によるサービスの停止、極端なコスト縮減等によるサービスの低下、適切な人材の確保が困難になる、といったことが生じている。

図書館・博物館においては、特に、適切な運営スタッフの確保を前提とした、良質なサービスを継続的に提供することが非常に重要である。

平成20年6月に公布・施行された改正図書館法及び改正博物館法において、新たに図書館・博物館の運営の状況に関する評価の努力義務規定が盛り込まれた。これは、指定管理者制度の導入・非導入を問わず、サービス向上のためのモニタリング・評価機能を強めるものである。

図書館・博物館は、同じく指定管理者制度の対象となるスポーツ施設やコミュニティセンター等の貸し館とは異なり、館自体が司書や学芸員などの調査・研究等の機能を有し、公的な資料を保持する施設である。そのため、施設の設置者である自治体や、指定管理者が留意すべき点や課題も少なくない。有識者や行政の現場からも、その適切な運用のあり方について慎重に検討すべきとの意見も提示されている。

全国の図書館・博物館の指定管理者の選定の場面においても、自治体の運用によっては単なる経費削減を主目的することも可能である。しかし、特に図書館・博物館においては、調査・研究等の機能を有し、公的な資料を保持し、その活用を促進するというミッションを持っており、その設置目的に沿って最大限の効果・効率を実現するための管理方法及び管理運営の条件を検討する必要がある。

こうした状況を踏まえ、図書館・博物館における指定管理者制度の導入状況や課題を把握し、同制度の運用において留意すべき点を明確にしていく必要が生じている。

## ( 2 ) 本調査の目的

---

上記の背景に基づき、本調査では、図書館・博物館において指定管理者制度が現在どのように実施されているのかをまず明らかにする。その上で、指定管理者制度を導入したことによる効果や課題などを整理する。また、現在、図書館・博物館において喫緊の対応が求められている留意点等について整理する。

本報告書を参考にして、全国の各施設において設置目的に合致した適切な図書館・博物館の管理が行われることを期待する。

